

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第282号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年10月19日 19時05分ごろ	
発生場所	愛媛県上島町百貫島北方沖 百貫島灯台から真方位332° 1海里付近 (概位 北緯34° 18.9′ 東経133° 15.9′)	
事故等調査の経過	平成21年10月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第三太賀丸、2,548.82トン 121861、商船三井内航株式会社 B 押船 第七大栄丸、19トン 281-40640愛媛、明和興産有限公司 C 台船 第七プッシャー、645トン なし、明和興産有限公司	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部に破口を伴う凹損 B なし C 右舷船首部ビットに曲損	
事故等の経過	A船は、船長ほか10人が乗り組み、百貫島北方沖を速力約10.2ノット（kn）で南東進中、B船は、船長ほか1人が乗り組み、C船を押して（以下「B船押船列」という。）速力を約5knから減速して南西進中、平成21年10月19日19時05分ごろ、A船の左舷船首部とC船の右舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期、海上平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、百貫島北方沖を南東進中、船長Aが、B船のマスト灯及び右舷灯（緑）を視認したものの、その後、B船押船列が右転してA船と左舷対左舷で行き会うものと思込み、次の針路に向けるため左転を開始したものと考えられる。 船長Aは、B船が右舷灯を見せた状態で方位に変化がなく接近したが、B船押船列が右転して避航するものと思込んでいたので、衝突の少し前、右転してB船押船列の前路に向けたものと考えられる。

	<p>B船押船列は、船長Bが、A船の左舷灯（紅）を視認し、A船をB船押船列の前路を通過させるため、減速したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、減速したのち、A船の適切な見張りを行わなかったため、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、百貫島の北方沖において、A船が南東進中、B船押船列が南西進中、船長AがB船押船列は右転するものと思込み、B船押船列の前路に向けて右転し、また、船長Bが適切な見張りを行わなかったため、A船の接近に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>